

建築物石綿含有建材調査者講習（一般）試験問題（B）

基礎知識 1

問1 石綿の定義および種類に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

① 石綿は、蛇紋石族石綿と角閃石族石綿に大別され、これまで世界で使用された石綿の9割以上が蛇紋石族石綿のクリソタイル（白石綿）である。

② 労働安全衛生法施行令では、石綿等を「石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物」と定義している。

なった。

③ 2008（平成20）年の厚生労働省通知では、石綿の建築物調査は、アクチノライト、アモサイト（茶石綿）、アンソフィライト、クリソタイル（白石綿）、クロシドライト（青石綿）およびトレモライトの6種類の分析を徹底するよう通知している。

④ 胸膜中皮腫の発症リスクを石綿の種類別にみると、クリソタイル（白石綿）が最も高く、クロシドライト（青石綿）およびアモサイト（茶石綿）は比較的低い。

問2 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、正しいを選びなさい。

① 石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全ての総称である。

② 角閃石系に分類される石綿のクリソタイルは、すべての石綿製品の原料として、世界中で多く使用されてきた。

③ 石綿の特性として、引張りには弱い、摩擦・摩耗には強い点がある。

④ レベル1の石綿は、もっとも飛散性が高い石綿含有吹付け材であり、吹付け石綿などはこのカテゴリーに含まれる。

問3 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述のうち不適切なものを一つ選びなさい。

① 国内では、1956（昭和31）年から、吹付け石綿が販売されていた。

② 1975（昭和50）年に特定化学物質等障害予防規則の改正で、石綿を1重量パーセントを超えて含有する吹付け作業は原則禁止になった。

③ 2006（平成18）年には労働安全衛生法施行令が改正され、石綿を0.1重量パーセントを超えて含有する製品の製造等が禁止された。

④ 2005（平成17）年には、石綿障害予防規則が制定され、吹付け作業が全面禁止となった。

問4 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

① 建設業における石綿関連労災認定は、2006（平成18）年以降、1年あたり、おおむね、約500名である。

② 作業を行わない静かな部屋では、空気中の石綿は自然沈降により床面に堆積するが、その部屋で作業を行うと床面の堆積物が再飛散し、おおむねこの再飛散により3倍程度に石綿の気中濃度が上昇するという報告がある。

③ 中皮腫の死亡率は石綿ばく露量に比例し、肺がんの死亡率は石綿ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。

④ 複数の建物を調査する場合に、国土交通省が定めた建築物の石綿含有建材調査の優先度では、1975（昭和50）年以前の建築物は優先順位が最も高い。

基礎知識 2

問5「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを一つ選びなさい。

- ① 大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物の解体、改修等が対象となる。
- ② 事前調査は元請業者が行い、発注者に説明し、記録事項及び記録・説明書面の写しを保存しなければならない。
- ③ 大気汚染防止法では、石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当しない。
- ④ 大気汚染防止法では、建築物を解体する作業を伴う建設工事であって、当該作業の対象となる床面積の合計が80㎡以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。

問6「リスク・コミュニケーション」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿繊維の飛散に起因する健康障害のリスクは、石綿含有建材の除去作業などを行う元請業者と作業者のみに影響を及ぼす。
- ② リスク管理の6つのプロセスのうち「実施」において、リスク対策で重要な役割を果たす関係者を、意思決定過程に関与させることは重要ではない。
- ③ リスク管理の6つのプロセスのうち「評価」の方法は、環境と健康のモニタリング、疫学調査、費用便益分析、関係者との議論などがある。
- ④ 日本国内においては、石綿の飛散防止に関して、建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスク・コミュニケーションのガイドラインは公表されていない。

問7「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿は建築物以外では、鉄道施設、発電所、化学プラント、清掃工場及び各種の設備に併設される煙突などの工作物のみに多く使用されてきたが、機械・工具の類には使用されていない。
- ② 建築物の調査結果は、解体・改修工事の施工方法や、その後の建築物の利活用の方法、不動産価値評価などにも大きく影響する。
- ③ 石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行っては絶対にならない。
- ④ 石綿含有建材調査者は、建築物の調査によって建築物の所有者や占有者などの個人的、経営的情報に触れることになるが、調査活動を通じて得た情報に関する機密保持義務がある。

問8「事前調査の具体的手順の例」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 事前調査は、現地調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してはいけない。
- ② 書面調査において、図面等が断片的に無い場合は、建物の各階のレイアウト看板や建物履歴などのヒアリング情報から推測し、現地調査のための事前準備を行う。
- ③ 現地調査においては、「石綿含有」とみなすこともできる。
- ④ 現地調査において、書面調査結果と照合した結果、差異がある場合は、書面調査結果を優先する。

建築図面調査

問9 建築工法および耐火構造に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか。

- ① 木造軸組工法は、木の柱・はり・筋かいなどの軸組を組み合わせて建物を支える木造住宅の工法であり、在来工法とも呼ばれる。
- ② S造（鉄骨造）は、柱・はり・筋かいなどの軸組に鉄骨を用いる工法であり、熱に強く、吹付け石綿や耐火被覆板で柱等を保護する必要がない。
- ③ 建築基準法上の「耐火構造」とは、壁、柱、床などが一定の耐火性能（通常の火災が終了するまでの間、建築物の倒壊、および延焼を防止するために必要な性能）を備えた鉄筋コンク

リート造、れんが造その他の構造のことをいう。

問 10 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 建築基準法において、「1 時間耐火」とは、1 時間の火熱でも構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じない性能をいう。
- ② 建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2 以上で 4 以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「3 時間」である。
- ③ 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15 以上の階」における「床」の要求耐火性能は、「3 時間」である。
- ④ 建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15 以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「30 分間」である

問 11 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 建築基準法では、建物利用者の生命及び安全の確保を図るため、建築物の防火規制を定めている。
- ② 建築基準法において「壁及び構造上重要ではない間仕切り壁」は、建築物の主要構造部である。
- ③ 解体・改修時の事前調査では、建築一般の知識を頭に入れておくことは見落としを防いだり、建材の代表性を誤って判断することを防止することにつながるため、非常に重要である。

問 12 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① レベル 1 の石綿含有建材は施工方法や材料によって 6 種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹付けロックウールの施工方法は、乾式吹付け工法のみである。
- ② 石綿含有吹付けパーライトは、耐火被覆が必要とされる部位に使用されている。
- ③ 吹き付け石綿の主材料は、工場で配合された「石綿」「セメント」と水である。
- ④ 耐火被覆及び内装仕上げ（吸音・断熱・結露）に用いられる石綿含有吹付けロックウールの半乾式吹付けの比重は、0.4~0.6(個別認定による)である。

問 13 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① レベル 2 の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- ② 保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「グラスウールマット保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- ③ 石綿を含有している耐火被覆板は、1920 年代から建築物、構造物、船舶などに多く使用されており、高温や低温の液体用の配管用鋼管、タンク、タービン、焼却炉の外周部などの保温、断熱、防露を目的として使用されていた。
- ④ けい酸カルシウム系保温材は、現場で粉末状の製品を水と練り合わせ、被保温箇所に塗り込み乾燥硬化させて使用されていた。

問 14 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① レベル 3 の石綿含有建材が使われているのは、事業用の建築物だけである。
- ② 建築物の石綿含有建材調査は、施工時期又はそれぞれの材料の製造時期のいずれか一方を把握することが大切である。
- ③ レベル 3 の石綿含有建材の製造時期は種類によってまったく違う。
- ④ 事前調査において石綿無しと判断するには、終期以降の製品も、メーカーから個別に証明書を取り寄せたり、分析により確認する。製品を確認できない場合は石綿含有とみなすか、分析により確認する。

問 15 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① レベル 3 の石綿含有建材のうち、石綿含有ロックウール吸音天井板の製造時期は、1961 年から 2004 年である。
- ② 「a マーク」は、メーカー等の自主的な表示で、平成元年に石綿含有率 5 重量パーセント超の製品を対象とし、法改正により、平成 7 年には石綿含有率 1 重量パーセント超に変更された。
- ③ 「a マーク」の表示は、通常は製品 1 枚に 1 か所なので「a マーク」があれば“石綿あり”といえ、なければ“石綿無し”といえる。
- ④ 石綿含有スラグせっこう板の大半の製品が、「準不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。

問 16 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
- ② 石綿含有けい酸カルシウム板第一種レベル 3 の成形板では、「クリソタイル」を使用している製品の割合が一番高い。
- ③ 石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地に使われていた。
- ④ せっこうボードのうち、昭和 45 年から昭和 61 年に製造された製品には、石綿を含有するものはない。

問 17 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ① 建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的か非意図的かを問わず工場等で混入していたという情報である。
- ② 石綿を含有する建材の最新情報については、国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」を活用できる。
- ③ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、公表されて以降、無断改変による混乱を避けるため更新されていない。
- ④ 国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。

問 18 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿発泡体に使用されている石綿の種類は「クロシドライト」石綿で、石綿の含有率は 10～20%と低い。
- ② 石綿含有接着剤は、JIS 規格に適合しない製品も製造・販売されており、石綿を使用しているものがあるので注意が必要である。
- ③ 石綿含有シール材は、建築物では、主に配管やダクトの継ぎ目に使用されたが、建築物以外の工作物の配管や機械（オイル漏れ防止）には使用されていない。
- ④ 石綿含有建築用仕上塗材自体は、塗膜が健全な状態では石綿が発散するおそれがないため、これを破断し、除去しても含有する石綿が飛散するおそれはない。

問 19 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 書面調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、現地調査の計画を立てるために行う。
- ② 書面調査は、現地調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。
- ③ 書面調査における情報の入手については、図面や図面以外の情報をできる限り入手するが、所有者へのヒアリングは正確性を欠くため行わない。

④ 書面調査における、「書面調査結果整理」とは、部屋、縦穴区画等ごとに、現地調査で確認や分析が必要な建材を整理し、試料採取計画表を作成することである。

問 20 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「構造計算書」などがある。
- ② 建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- ③ 図面上の情報はあくまで図面に基づいて施工された段階の仕上がりを示しており、現在までの利用過程における改修作業等は反映されていないので、注意が必要である。
- ④ 建築図面において、石綿含有建材の情報は、建築物概要書や特記仕様書、外部仕上表、内部仕上表、断面図、矩計図、などにあるが、平面図、天井伏図にはない。

問 21 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、正しいものを一つ選びなさい。

- ①調査に当たる際は、建築確認図などの設計図書を借用書を作成し、「建築物所有者」から借用させてもらう。
- ②調査に当たる際は、建築確認図などの借用について、建築物所有者など関係者の許可は特に必要ない。
- ③建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明は特に必要ない。
- ④建築図面などを借用する場合、複製であれば、使用後は返却しなくてもよい。

問25 「石綿含有建材情報の入手方法」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、情報整備を現在も行っており、適宜、更新が行われているので最新版に留意する。
国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。
実際に使用されている建材が「石綿含有建材」か「否」か判定できるのは、その建材の商品名が特定でき、メーカーが正確な情報を開示している場合である。
国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。

現場調査

問 23 「現地調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 事前調査について、事前の計画や準備をせずに成り行きで行おうとすると、肝心な部位の調査漏れを生じたりして、再調査が必要となる可能性があり、再調査は正確性や依頼者からの信頼を失うもととなる。
- ② 改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- ③ 現地調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。
- ④ 建築物の書面調査の結果、書面調査で決めた箇所から採取した試料の分析方法は、石綿含有建材調査者自らの責任で決める。

問 24 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2 又は RL2）と同等以上の性能を有するものとする。
- ② 調査対象の現場が狭隘である場合には、「手鏡」、「暗視カメラ」、また現場が暗所である場合には「投光器」などが必要であり、現地の状況を予測して必要な用品を準備する。
- ③ 試料採取時には、石綿の調査であることを第三者には知られたくないので、ビジネススーツ等の平服で調査することが適切である。
- ④ 事前調査は、高所であっても危険を伴う作業ではないので、墜落制止用器具を着装する必要はない。

問 25 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 令和 3 年 4 月以降において、事前調査では、書面調査が十分に行うことができれば、必ずしも、現地調査は行わなくてもよい。
- ② 現地調査における「目視」による調査とは、「単に外観を見ること」で、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠について調査する必要はない。
- ③ レベル 3 の石綿含有建材は、内装制限（不燃材料等）が要求されている箇所に使用もされており、法令以外の用途（意匠や吸音、防水性能等）では使用されていない。
- ④ 石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者は、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則など最新の関係法令を遵守しなければならない。

問 26 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 試料採取の注意事項として、採取する際には室内を閉め切り、石綿含有建材調査者のばく露を防止するため、換気扇を稼働させる。
- ② 試料採取の際、除去等の作業のように大量の粉じんが発塵するわけではないが、防じんマスクのフィルターは、2～3 ヶ月に 1 度程度は交換することが望ましい。
- ③ 石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「6 カ月以内ごとに 1 回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。
- ④ レベル 1 の吹付け材は、石綿使用禁止以前に着工した建築物については、当該吹付け材の施工時期のみをもって、石綿等が使用されていないと判定できる。

問 27 「現地調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ① 石綿含有成形板の裏面確認において、認定番号からは、「不燃」「準不燃」「難燃」の区別はつかない。
- ② せっこうボードにおいて、不燃番号が制度改正以降の NM や QM といった新番号の表記は、「平成 10 年 5 月以降の製品」なので、石綿無含有と判断できる。
- ③ 現地調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合は、調査を割愛し、調査報告書への記載も必要としない。
- ④ 床材は、床にカーペットを敷き込んで改修するケースが多く、改修前の床仕上り材として石綿含有のビニル床タイルやビニル床シートなどが残っていることがあるので注意する。

問 28 解体・改修工事のための現地調査の留意点に関する次の 1～4 の説明のうち、不適切なものはどれか。

- ① 墜落などの危険がある等、安全が確保できていないような箇所では、試料採取が必要であっても決して無理な調査をせず、建築物石綿含有建材調査報告書（以下「調査報告書」）に採取不能であった理由を記載しておく。
- ② 外壁のスレート板やビニル床タイルなどの目視調査で確認できる部分だけでなく、練り付け材やクロス下地等の表面の仕上げを撤去しなければ確認することができない箇所も調査する必要がある。

る。

③ 転売などによる建築物所有者の変更、管理者の変更、所有者の世代交代などによって増築や改修の情報が適切に得られないことも多いため、関係者のヒアリングよりも建築図面から得られる情報を優先すべきである。

④ 石綿の飛散の可能性がある箇所の破壊調査を行なう場合は、かならず所有者や管理者の承諾を得る必要がある。

問 29 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

① 試料採取にあたって、HEPA フィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。

② 複数の場所で採取する場合には、汚染物を少なくするため、採取道具を洗浄したり手袋を交換する必要はない。

③ 吹付け材は、現場において、吹付け材料を対象物に吹付けて完成するが、完成したものは材料組成が「不均一」になっている可能性が極めて高い。

④ 吹付け材において石綿の含有率が低い場合は、「石綿無し」と判断できる。

問 30 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

① 吹付け材の試料採取は、該当吹付け材施工表層から下地まで必ず貫通しての試料の採取を前提に行う。

② 平屋建ての建築物で施工範囲が 3000 m²未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の2箇所以上、1箇所当たり 10 立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。

③ 石綿除去工事が完了し、塗装されたケースにおいて、分電盤の裏に吹付け石綿が取り残されていることは無いので、試料採取時には、注意する必要はない。

④ 内外装仕上げ材の下に、レベル1 建材が存在する事例は特にない。

問 31 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

① 設計図書や特記仕様書は仕上塗材の「一般名」が記載されていることが多く、「製品名」を特定できるので、分析の必要は特にない。

② 建築用仕上塗材の試料採取は、施工部位の2箇所から1箇所当たり 100 平方センチメートル程度を目安に試料を採取する。

③ 採取してきた分析試料は整理し、それぞれの分析試料の袋に、試料番号と部屋名、部位、建材製品名、採取年月日が正しく記入されているかを確認する。

④ 採取した試料を分析機関に提出する際は、試料採取者と整理する者を分け、分業して実施するほうが効率がよい。

問 32 「現地調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

① 現地での調査写真撮影は、報告書を作成する石綿含有建材調査者とは別の者に行わせなければならない。

② 撮影に際しての留意事項として、カメラの画素数は、国土交通省電子納品に関する要領・基準におけるデジタル写真管理情報基準に準じる。

③ デジカメはメモ代わりになるから、たくさん撮影することが編集に役立つ。また念のため1シーンを2枚ずつ同じ位置で連続して撮ることに留意する。

④ 劣化状況の判定において、ボイラー室の壁に吹付け石綿があり、この一部の壁にスコップの痕がついてへこんでいるが、他の壁や天井については脱落や垂れ下がりが無い状態の場合は、「劣化なし（劣化が見られない）」と判定する。

問 33 「現地調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 現地調査において、「やや劣化（一部劣化状態）」と判定した場合でも、「今後も現状を保持できる」という判断は間違いであり、原因が解明・改善されてなく、付着力の判定がされていないので吹付け石綿の脱落が起こる可能性がある。
- ② 調査する部屋に天井にボードがある場合は、「囲込み済」であり、飛散の可能性は極めて僅かである。
- ③ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「石綿を含有しないと判断した建材は、その判断根拠を示す」ことが求められている。
- ④ 解体・改修時の事前調査結果の報告書について、厚生労働省の通達では、「調査の責任分担を明確にする」ことが求められている。

問 34 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の 0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- ② 事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。
- ③ 石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
- ④ 「定性分析で石綿あり」と判定された場合において、定量分析を行わずに、石綿が 0.1%を超えているとして扱うことも可能である。

問 35 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ① 定性分析の方法として、「定性分析法 1」、「定性分析法 2」、「定性分析法 3」の 3 種類がある。
- ② 定性分析法 3 の電子顕微鏡法は、定性分析法 1 または定性分析法 2 を補完するものであり、定性分析法 3 単独で石綿無しの判定を行う方法ではない。
- ③ 定性分析方法 1 及び定量分析方法 2 は、建材製品、天然鉱物のアスベスト分析には適用できるが、それらを原料としてできた製品中のアスベスト分析には適用できない。
- ④ 定性分析方法 1 及び定性分析方法 2 は、“アスベストの含有の有無の判定基準”が異なっている。

問36 「現地調査の実施要領」に関するア～エの記述のうち、不適切なものを選びなさい。

調査において、同一と考えられる建材の範囲については、色を見たり、成形板あれば触ってみる、叩いてみる、外してみる等により、知識と経験を持って総合的に判断する。

調査において、同種の建材が繰り返し使われていても、そのことのみを以って同一建材であるかどうかの確認は省略できない。

改修・解体のための事前調査では、必要があれば取外し調査（場合によっては破壊を伴う）を行い、すべての範囲について調査を行う必要がある。

現地調査を行う中で、点検口や器具の開口部もなく、部分的に解体しなければ調査できないような場所が見つかった場合は、調査を割愛し、調査報告書への記載も必要としない。

報告書作成

問 37 調査報告書に関する次の1～4の説明のうち、不適切なものはどれか① 石綿を含有するとみなした建材についてはその判断根拠を示す必要があり、その根拠として、メーカーの石綿非含有証明書、試料採取箇所を示す写真等や分析機関の分析結果報告書がある。

② 解体・改修工事の作業員へ石綿含有建材の使用箇所を的確に伝える形で記録を作成する。

③ 調査報告書は、①同一と考えられる材料範囲の特定、②同一材料範囲のうち試料採取する箇所の選定について、それぞれ、判断を行った者が特定できるよう記録を作成する。

④ 調査報告書の主要部分は、現地調査総括票、現地調査個票・写真集である。

問 38 現地調査報告書における建築物の概要欄に「該当しない項目」を選びなさい。

① 建築物用途

② 確認済証交付日・番号

③ 建築物使用者

④ 延べ床面積

問 39 「現地調査個票の記入」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

① 同じような部屋を次々と調査するような場合には、効率よく調査を行う必要があるため、調査対象部屋内でメモ書きなどを行うことは避け、調査完了後速やかに部屋ごとの調査結果をまとめておく。

② 外観の記入では、定礎があれば、その刻印された内容についてメモをとるが、写真を撮るまでの必要はない。

③ 部屋ごとの記入における劣化度の判定は、石綿含有建材調査者の技術として重要であり、必須の記入項目であり、十分な知識と経験、正確性と公平性、普遍性が求められていることに留意する。

④ 写真集の作成にあたっては、石綿含有建材調査者以外に補助員を用意し、撮影させることで、様々な構図や異なる視点が得られる。

問 40 次の①～④のうち、事前調査記録の記載事項に含まれないものを選びなさい。

① 事業者の名称、住所及び電話番号

② 調査対象の建築物等の竣工日等

③ 事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む）

④ 目視による確認が困難な材料の有無及び場所